

福島県知事選挙 のお知らせ

投票日は **10月25日(日)** です。

1 投票できる方

次のすべての条件を満たしている方

- (1) 満18歳以上の日本国民であること
→平成20年10月26日までに生まれている方。
- (2) 選挙人名簿に登録されていること
→令和8年7月7日までに榑葉町に転入届を提出し、
引き続き榑葉町の住民基本台帳に登録されている方。



みんなの一票大切に！

2 当日(10月25日)投票

※入場券裏面「宣誓書(兼請求書)」
の記入は不要です。

入場券を持参のうえ、下記の投票所へお越しください。

入場券をお持ちでない場合、免許証やマイナンバーカード等での本人確認を行いますので、入場券をご持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。

なお、入場券裏面に「宣誓書(兼)請求書」の記載欄がありますが、当日(10月25日)投票される方は、入場券裏面への記入は不要です。

場 所	時 間	投票区
榑葉町役場 (榑葉町大字北田字鐘突堂5番地の6)	午前7時～午後7時	榑葉町投票区

注!意

※当日の投票場所は榑葉町役場のみ

となりますのでご注意ください。

3 期日前投票

※入場券裏面「宣誓書（兼請求書）」の記入は**不要**です。

入場券を持参のうえ、下記の期日前投票所にお越しください。

（期日前投票所の場所は、「檜葉町役場」となります。）

入場券をお持ちでない場合、免許証やマイナンバーカード等での本人確認を行いますので、入場券をご持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。

なお、入場券裏面に「宣誓書（兼）請求書」の記載欄がありますが、期日前投票される方は、入場券裏面への記入は不要です。

場 所	期 間	時 間
檜葉町役場 （檜葉町大字北田字鐘突 堂5番地の6）	10月9日（金）～10月24日（土）	午前8時30分 ～午後8時

注！意

◆滞在先（避難先）の市区町村の期日前投票所では、投票できません。

期日前投票ができるのは、檜葉町役場のみです。

※「当日投票」や「期日前投票」に行くことができない方は、
「不在者投票」をご利用ください。

4 不在者投票

※入場券裏面「宣誓書（兼請求書）」へ記入が
必要です。必要事項を記載し、早めに返送
してください。

- (1) 期間 10月9日（金）～10月24日（土）
- (2) 時間 午前8時30分～午後8時
- (3) 場所 滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票できますが、
投票時間・場所等は、滞在地（避難先）の市町村選挙管理委員会へ
お問い合わせください。
- (4) 手続きの流れ・・・以下の手順により投票してください。

① 投票用紙等を請求する

入場券裏面の「宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、緑色の「返信用封筒」
に入場券を入れて、郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

注！意

これまでは宣誓書(兼請求書)を別紙として同封していましたが、入場券が
これを兼ねることとなったため、必ず入場券裏面に必要事項を記入し、
入場券を返信用封筒でご郵送ください。

② 投票用紙等を受け取る

申請後、「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送
されます。

注！意

以下のことをしてしまうと「投票ができなくなります」ので
ご注意ください。

- ◆ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ◆ 自宅で事前に投票用紙の記載を行わないでください。

③ 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地（避難先）の市区町村で投票してください。

注！意

滞在地（避難先）の市区町村から住民票がある檜葉町に投票用紙を送
る必要があるため、余裕をもった早めの投票をお願いします。

- ◆ 不在者投票用紙等の交付を受けた後に、「当日投票」又は「期日前投
票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができませ
んので、必ず届いた封筒一式を投票所に持参してください。

- (5) 病院・老人ホーム等（施設等）における不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設等に入院・入所している場合は、その施設内で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。
- (6) 在宅における郵便投票
身体に重度の障がいがある場合は、自宅等で郵便による不在者投票ができる場合があります。手続きには日数を要しますので、お早めに檜葉町選挙管理委員会へお問い合わせください。

5 選挙公報

選挙公報の発送は、10月16日頃になる予定です。

県内一斉に発送となることから、お手元に届くのは投票日(10月25日)直前となるのが想定されます。

事前に選挙公報を確認する場合は、福島県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

6 問い合わせ先

みんなそろって、きれいな一票。

檜葉町選挙管理委員会

住所 〒979-0696

檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6 檜葉町役場内

電話 0240-23-6100

～福島県知事選挙における変更事項～

○投票所

当日投票所は、下記の「1 箇所のみ」です。お間違えのないよう、必ずご確認ください。

投票区名	区域	投票所	日程	時 間
榑葉町投票区	町内全域	榑葉町役場	令和8年10月25日(日)	午前7時 ～ 午後7時

○開票所

福島県知事選挙における開票所は、下記記載のとおりとなります。

場 所	日程	時 間
榑葉町役場 3階 大会議室 (榑葉町大字北田字鐘突堂5番地の6)	令和8年10月25日(日)	午後8時 ～